

北区役所公用自動車保守整備業務仕様書

1 業務名称

北区役所公用自動車保守整備業務

2 業務の目的

公用自動車の性能の維持・故障の未然防止を行い、安全で良好な状態で機能させること。

3 業務の内容

北区役所公用自動車の保守整備業務を行うこと。

4 履行場所

堺市北区新金岡町5丁1番4号

5 履行期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日までとする。

6 保守整備車両と整備項目

別紙仕様書1・2のとおりとする。

7 保守整備業務の内容

保守整備業務は以下の項目とし、各項目の整備内容については別紙仕様書2のとおりとする。

(1) 自主点検（旧6ヶ月点検）

堺市で定める整備及び部品の交換を行うものとする。

(2) 法定点検（6ヶ月・12ヶ月）

道路運送車両法48条で定める整備及び、堺市で定める整備及び部品の交換を行うものとする。一定の走行距離以上で法定点検が必要となる項目については、走行距離に限らず、毎回点検すること。

(3) 繼続検査（検査A・検査B）

道路運送車両法62条で定める整備及び、堺市で定める整備及び部品の交換、代行手続きを行うものとする。

8 保守整備基準

- (1) 保守整備車両等が指定する項目以外の修理箇所が発見された場合は、必ず本市担当者と協議すること。
- (2) 保守整備車両の年間保守整備予定表を作成すること。
- (3) 保守整備車両毎に、保守整備記録簿を作成すること。
- (4) 保守整備車両等の買替等により、別紙仕様書1に定める整備項目を実施していない場合は、買替車両の保守整備を行うこと。

9 引取り・納車

- (1) 保守整備車両の点検・車検日時は1ヶ月前までに本市に通知し、引取り日時を調整するものとする。
- (2) 保守整備車両の引取り搬出・搬入（納車）は原則として業者が行い、代車は不要とする。
- (3) 引取り搬出の際は、その車両の内外装備の有無、ボディの損傷等担当者と双方で確認のうえ行うこと。
- (4) 納車する時は、車体内外部を清掃し、直ちに運転できる状態で引き渡すこと。
- (5) 交換部品は一括して、本市担当者の検査を受けること。
- (6) 納車時刻は本市担当者が指定する時刻までとする。
- (7) 業者の車両置場は、引取り車両の駐車位置又は本市担当者が指定する場所を使用すること。

10 検査

前項の保守整備を実施した場合は、本市担当者の検査を受け、又必要と認めた場合は中間検査を受けなければならない。

11 保証

- (1) 業者の保守整備に対する責任保証期間は、車両引渡し日から6ヶ月とする。但し、走行距離1万キロメートルを限度とする。
- (2) 前項期間内に、当該車両に故障又は整備不良箇所が生じた場合は、無償で再整備するものとする。但し、その故障又は整備不良が、使用中に本市の責に帰すべき事由により生じた場合はこの限りでない。

12 納期

保守整備車両の納期は、土・日・祝日又は付帯修理を除いて次のとおりとする。

- (1) 自主点検（旧6ヶ月点検）は1日以内
- (2) 法定点検（6ヶ月・12ヶ月）は1日以内
- (3) 繼続検査（検査A・検査B）は3日以内
- (4) 保守整備車両が決められた日時までに納入できない場合は、すみやかに本市担当者に連絡し承認を受けること。

13 市の負担

- (1) 車検に要する「自賠責保険」・「自動車重量税」は、本市が準備する。
- (2) 自賠責保険・自動車重量税・検査申請書類は財産活用課にて受払いする。

14 その他

この仕様書に定めない事項については、本市担当者と協議のうえ決定するものとする。